

清涼飲料水等における金属類及びかび毒の成分規格について

現行の清涼飲料水一般の成分規格及び粉末清涼飲料の成分規格において、ヒ素、鉛及びカドミウムについては「検出するものであってはならない」と規定されているとともに、スズについては「150.0 ppm を超えるものであってはならない」と規定されている。

また、現行の清涼飲料水一般の成分規格において、りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものにあつては、パツリンについて「0.050 ppm を超えるものであってはならない」と規定されている。

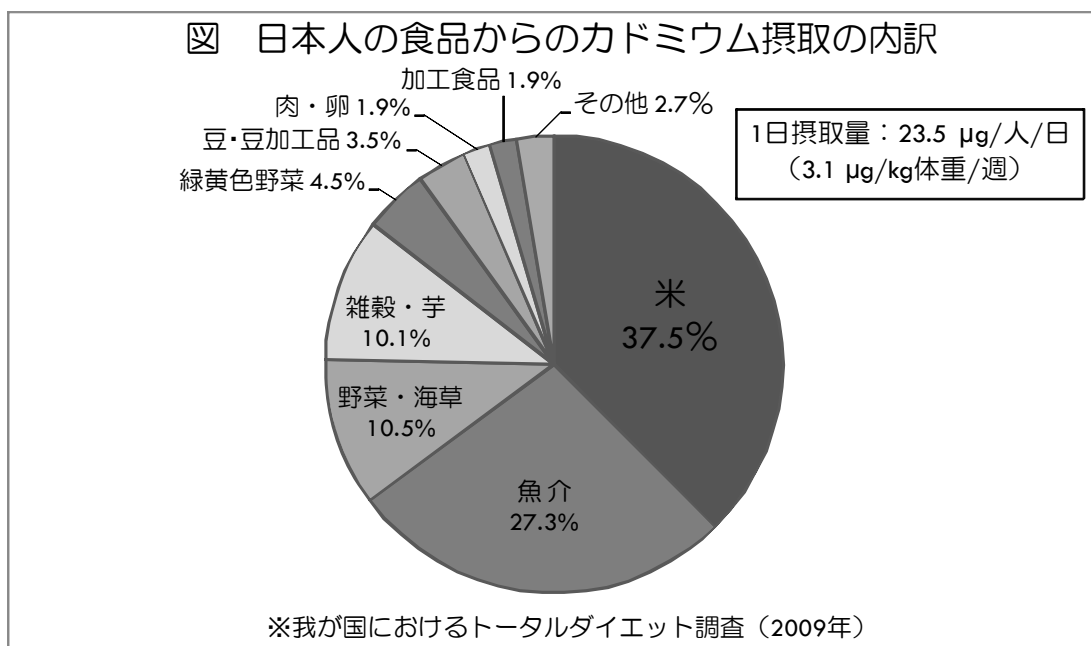
今回の改正では、現行の原水基準において基準値が設定されているヒ素、鉛及びカドミウムについては、水のみを原料とする「ミネラルウォーター類」の成分規格においては化学物質等と同様の方針により基準値を設定することとするが、水以外の原料も使用して製造される「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」及び粉末清涼飲料の成分規格については、これらの物質の毒性や食品からの摂取寄与を考慮して、以下のとおり整理する。また、スズ及びパツリンについては、規格の必要性及び管理手法の適正化の観点から、以下のとおり整理する。

1. ヒ素及び鉛

ヒ素及び鉛については、現在、食品安全委員会において自ら評価が行われていることから、「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」及び粉末清涼飲料の成分規格は、その評価結果を踏まえて検討することとし、当面、「検出するものであってはならない」とする現行の規制を維持する。

2. カドミウム

カドミウムについては、平成 21 年度の「食品中の有害物質等の摂取量の調査及び評価に関する研究」(厚生労働科学研究)におけるマーケットバスケット方式による 1 日摂取量調査によると、食品からの 1 日摂取量は、23.5 μg /人/日であり、体重 53.3 kg の人で 3.1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週となる。これは、食品安全委員会で評価されたたカドミウムの耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週の約 4 割程度である。



「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」についてカドミウムの含有量の調査を行った結果、このうち主に野菜ジュースや豆乳飲料等において、現行の成分規格の試験法として規定されている原子吸光光度法の検出限界 (0.1 ppm) は下回っているものの、ICP-OES法の定量限界 (0.01 ppm) を超えてカドミウムが検出されるものが確認されているが (0.01~0.02 ppm)、これらの食品を通じたカドミウムの摂取は非常に限られている (野菜ジュースや豆乳飲料は図中の緑黄色野菜及び豆・豆加工品に含まれる)。したがって、「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」及び粉末清涼飲料については、カドミウムの成分規格を設定する必要はない。

3. スズ

スズについては、引き続き、清涼飲料水一般の成分規格及び粉末清涼飲料の成分規格として「150.0 ppmを超えるものであってはならない」とするが、規格の必要性に鑑み、缶入りのものに限って適用する。

なお、分析技術の進歩に迅速に対応し適宜分析法の修正を行うことを可能とするため、分析法を告示から削除し通知により示す。

4. パツリン

パツリンについては、引き続き、りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とする清涼飲料水の成分規格として「0.050 ppmを超えるものであっては

ならない」とする。

なお、分析技術の進歩に迅速に対応し適宜分析法の修正を行うことを可能とするため、分析法を告示から削除し通知により示す。

表 清涼飲料水及び粉末清涼飲料の金属類及びかび毒の成分規格（案）

| 物質 | 清涼飲料水の成分規格 | | 粉末清涼飲料の成分規格 | |
|-------|---|---|--------------|--------------------------------|
| | 現 行 | 改正後 | 現 行 | 改正後 |
| ヒ素 | 不検出 | 不検出 <u>(ミネラルウォーター 一類以外のもの)</u> | 不検出 | 不検出 |
| 鉛 | 不検出 | 不検出 <u>(ミネラルウォーター 一類以外のもの)</u> | 不検出 | 不検出 |
| カドミウム | 不検出 | — | 不検出 | — |
| スズ | 150.0 ppm 以下 | 150.0 ppm 以下 <u>(缶入りのもの)</u> | 150.0 ppm 以下 | 150.0ppm 以下 <u>(缶入りのもの)</u> |
| パツリン | 0.050 ppm 以下 (りんごの搾汁及び 搾汁された果汁のみ を原料とするもの) | 0.050 ppm 以下 (りんごの搾汁及び 搾汁された果汁のみ を原料とするもの) | — | — |

※ 下線部は改正部分を示す。

※ 改正後は、ヒ素及び鉛を除き、分析法を告示から削除する。